

作品やアイデア、 名前を守りたいとき

個人・クリエイター・小さな事業者のために、権利のしくみ、無断で使われたとき、警告を受けたとき、契約、AI、相談先を示します

地方裁判所の第一審

545

件（新しく受け付けた事件）

知財高裁の控訴審

88

件（新しく受け付けた事件）

第一審の平均審理期間

13.9

か月

図1 令和7年の知的財産権関係民事事件（概数）。出典：知的財産高等裁判所「知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間」

いちばん先に

- ① 作ったものは、作った日と途中の記録（下書き、元データ）を残す
- ② 警告書や請求が届いても、すぐに返事・支払い・署名をしない
- ③ 名前やロゴは、使い始める前に J-PlatPat で調べる

この冊子は法律の一般的な解説であり、あなたの事件についての判断ではありません。| 編集・発行：あなたの委員会 2026年9月

あなたの状況は、どれ？

ひとことで

守りたいものが「作品」か「名前」か「アイデア・技術」かで、使う権利が変わります。登録がある権利と、いない権利があります。

こんなとき	大事なこと	ページ
自分にどんな権利があるのか知りたい	権利の地図。登録があるか、いないか	3
絵・写真・文章を無断で使われた	証拠を残し、削除を求める。差止め・損害賠償	4
「侵害している」と警告書が届いた	すぐ払わない。権利の有無と範囲を確認	5
店の名前・商品名・ロゴを守りたい	商標は、先に出願した人が登録を受ける	6
アイデア・技術・製品の形をまねされた	アイデアは著作権では守られない。特許・意匠・秘密の管理	7
会社の仕事で作ったものは、だれのもの？	職務著作と職務発明	8
依頼を受けて作る・作ってもらう	譲渡か、利用の許諾か。契約で決める	9
AIに学習された・AIで作った	文化庁の「考え方」	10

守りたいものと、権利

作品 絵・写真・文章・音楽 → 著作権	名前・ロゴ 商品名・店の名前 → 商標権	技術・デザイン 発明・製品の形 → 特許権・意匠権	登録がなくても 知られた表示・秘密 → 不正競争防止法
----------------------------------	-----------------------------------	--	--

図2 守りたいものごとの、主な権利

権利の地図:登録がいるか、いないか

ひとことで

著作権は、作った時に自動で生まれ、登録はいりません。商標・特許・意匠は、特許庁に出願して登録されて、はじめて権利になります。

権利	守るもの	手続	守られる期間
著作権	思想や感情を、創作的に表現したもの(2条1項1号)	いない。何の手続も必要ない(著作権法17条2項)	作った時から、原則として作者の死後70年まで(51条)
商標権	商品・サービスに使う名前やロゴ	出願して、設定の登録で生まれる(商標法18条1項)	登録の日から10年。更新できる(19条)
特許権	発明(技術のアイデア)	出願して、設定の登録で生まれる(特許法66条1項)	出願の日から20年(67条1項)
意匠権	製品などのデザイン	出願して、設定の登録で生まれる(意匠法20条1項)	出願の日から25年(21条1項)
不正競争防止法	広く知られた名前や表示、商品の形、営業秘密	いない。ただし、条件を満たす必要がある	商品の形のまねは、日本で最初に売られた日から3年(19条1項6号イ)

作った時に、自動で
著作権(と著作者人格権)

出願 → 審査 → 登録で
商標権・特許権・意匠権

図3 権利が生まれるタイミング

- 著作権には登録の制度もあるが、権利を得るためのものではない。事実を公に示し、権利を売り買いするときの安全のためのもの(文化庁)。
- 著作権は「表現」を守る。作った人は、公表・氏名の表示・勝手に変えられないことについての権利(著作者人格権、18～20条)も持つ。

自分の作品を、無断で使われた

ひとことで

まず証拠を残す。次に、サイトの窓口や相手に削除を求める。それでも止まらなければ、差止めや損害賠償を求められます。

#	やること	中身
1	証拠を残す	使われている画面のURL、日時が入ったスクリーンショット、相手の名前やアカウント。消される前に保存する
2	自分が作った証拠をそろえる	元データ、制作途中のファイル、下書き、最初に公開した日が分かるもの
3	削除を求める	サイトやSNSの申告の窓口、または相手に。文化庁は、初めての人向けの「削除要請」ガイドブックを公開している
4	差止め	侵害している人・するおそれがある人に、やめること・防ぐことを求められる。作った物の廃棄なども求められる（著作権法112条）
5	損害賠償	相手に故意か過失があれば求められる。損害の額を計算するための定めがあり、使用料にあたる額を損害として求めることもできる（114条3項）
6	刑事告訴	著作権の侵害は、10年以下の拘禁刑か1,000万円以下の罰金、またはその両方（119条1項）。多くは告訴がないと起訴されない（123条1項）

- ・ 告訴がないと起訴されない罪の告訴は、**犯人を知った日から6か月**を過ぎるとできない（刑事訴訟法235条）。
- ・ 損害賠償を求める権利は、損害と相手を知った時から3年で、時効で消えることがある（民法724条1号）。
- ・ 引用（32条）や私的使用など、許可がなくても使える場合がある。相手の使い方が当てはまらないか、相談で確かめる。

個人のクリエイターへ

文化庁は、インターネット上の海賊版の相談窓口と、個人のクリエイターなどが削除申請などをするときの支援の案内を、ポータルサイトにまとめています。

「侵害している」と言われたら

ひとことで

警告書が届いても、すぐに払ったり、署名したりしない。相手に本当に権利があるか、あなたの使い方がその範囲に入るかを、先に確かめます。

#	やること	中身
1	すぐに応じない	支払い、合意書への署名、「認めます」という返事は、確かめてから。封筒と届いた日も残す
2	無視もしない	特許や商標の侵害は、過失があったと推定される(特許法103条、商標法39条で準用)。放っておくと不利になりうる
3	権利を確かめる	登録番号を書いてもらう。J-PlatPat (INPITが運営する特許情報プラットフォーム。無料)で、権利者、まだ続いている権利か、範囲を調べる
4	範囲を確かめる	商標は、登録された商品・サービスと同じか似たものに、同じか似た商標を使うときに侵害になる(商標法25条・37条1号)。著作権は、似ていることと、元の作品をもとに作ったことが必要
5	相談する	弁理士・弁護士、INPIT知財総合支援窓口(12ページ)。回答の期限が書いてあれば、それも伝える

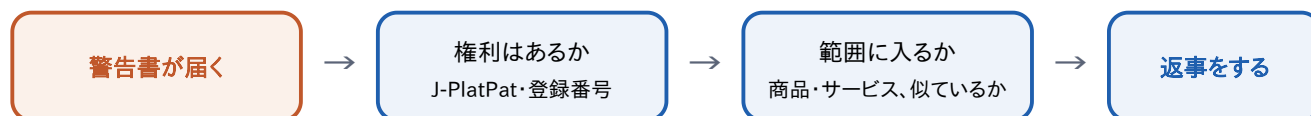


図4 警告書が届いてから返事をするまで

相手の権利が登録されていても、無効にする理由があることや、あなたの使い方が範囲の外であることもあります。判断は専門家に。

名前・ロゴを守る:商標

ひとことで

商標は、先に出願した人が登録を受けます(先願主義)。先に使い始めていても、登録がなければ、あとから他人に登録されることがあります。

先願主義(商標法8条1項)



図5 先に使っていても、先に出願した人が登録を受ける(架空の例)

ステップ	中身
1 調べる	J-PlatPat で、同じか似た商標が、同じか似た商品・サービスで登録・出願されていないか。他人の先の登録商標と似ていると、登録を受けられない(4条1項11号)
2 範囲を決める	使う商品・サービスを指定して出願する。権利は、指定した商品・サービスについて使う権利(25条)
3 登録と更新	登録料を納めると、設定の登録で権利が生まれる(18条)。10年ごとに更新できる(19条)

- 出願していなくても、あなたの名前が需要者(買う人・使う人)の間に広く知られていれば、他人は同じか似た商標を登録できない(4条1項10号)。まねされたときは、不正競争防止法(2条1項1号)で守られることもある。ただし「広く知られている」ことは、証拠で示す必要がある。

出願を考えたら

INPIT知財総合支援窓口(全国47都道府県、相談は無料)では、商標などの出願の手続きや、ブランドづくりについて相談できます。出願の書類の作成や、ほかの商標と似ているかの判断を任せたいときは、弁理士に依頼します。日本弁理士会には無料の相談があります(12ページ)。

アイデア・技術・製品の形

ひとことで

著作権が守るのは「表現」で、アイデアそのものは守りません。アイデアや技術は、特許の出願か、秘密として管理することで守ります。

守りたいもの	使えるしくみ	注意
発明（技術のアイデア）	特許（出願が必要）	出願の前に知られた発明は、原則として特許を受けられない（特許法29条1項）。 発表・販売の前に相談を
製品のデザイン	意匠（出願が必要）	登録されると、出願の日から25年
製品の形そのもの	不正競争防止法（2条1項3号）	形をまねた商品の販売などを止められる。日本で最初に売った日から3年まで
ノウハウ・顧客名簿	営業秘密（2条6項）	①秘密として管理され ②事業に役立ち ③公然と知られていない情報、の3つがそろう必要がある
企画・アイデアを人に話す	秘密保持の契約	話す前に、目的外に使わない・他人に明かさないことを書面で約束してもらう

- 自分で発表してしまった発明も、1年以内に出願し、その旨の書面と証明書を出せば、例外として扱われることがある（特許法30条2項・3項）。期限と手続が厳しいので、早めに弁理士に。
- 文化庁の「AIと著作権に関する考え方」の概要も、「作風」はアイデアであるものとして、「創作的表現」と区別して説明している（10ページ）。

秘密は、秘密として扱う

営業秘密として守られるには、「秘密として管理されている」ことが条件です。「社外秘」の表示、見られる人を限る、パスワードをかける、といった管理をしていないと、盗まれても守られないことがあります。

仕事で作ったものは、だれのもの？

ひとことで

会社の仕事として作り、会社の名前で公表する作品は、会社が著作者になることがあります。発明は、勤務規則などの定めによって会社のものになることがあり、その場合、作った人は「相当の利益」を受けられます。

職務著作（著作権法15条1項）

次の4つがそろうと、作成の時の契約や勤務規則などに別の定めがない限り、**会社（法人等）が著作者**になります。

#	条件
1	会社などの発意（会社が言い出したこと）に基づく
2	その会社などの業務に従事する人が作る
3	職務の上で作る
4	会社などが、自分の名義で公表する（プログラムは、この条件がいらない。15条2項）

職務発明（特許法35条）

- 会社の業務の範囲に入り、あなたの今か過去の職務に入る発明が「職務発明」。
- 契約や勤務規則であらかじめ定めていれば、特許を受ける権利は、発生した時から会社に帰属する（3項）。そのとき、発明した人は**相当の金銭その他の経済上の利益**を受ける権利がある（4項）。
- 職務発明でない発明まで、あらかじめ会社のものにするのと定めた条項は無効（2項）。

フリーランス・外注のとき

依頼を受けて作った作品の著作者は、原則として作った人です。権利を依頼した側に渡すかどうかは、契約で決めます（次のページ）。

契約で、権利をどう扱うか

ひとことで

権利を「渡す」(譲渡)のか、「使ってよいと認める」(利用の許諾)のかで、あとでできることが大きく変わります。契約書で、はっきり決めておきます。

	譲渡(著作権法61条)	利用の許諾(63条)
権利は	相手に移る。全部でも一部でも譲渡できる	あなたに残る
相手ができること	権利者として使える	許諾した方法と条件の範囲内で使える(63条2項)
相手が第三者に	譲渡できる	あなたの承諾がないと、使う権利を譲渡できない(63条3項)

- ・「著作権をすべて譲渡する」と書いても、翻案(アレンジ・映画化など、27条)と二次的著作物の利用(28条)の権利を特に書いていなければ、あなたに残ると推定される(61条2項)。
- ・ 著作者人格権(公表、氏名の表示、勝手に変えられないこと)は、譲渡できない(59条)。

契約の前に確かめること

項目	確かめること
対象	どの作品か。下書きや没になった案も入るか
譲渡か許諾か	許諾なら、使い方(媒体・期間・地域)、独占かどうか
お金	対価の額、支払日。使われるほど支払いが増えるのか
名前と改変	名前を表示するか。修正・加工をどこまで認めるか

文化庁の「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では、芸術家・クリエイター・フリーランスなどが、契約や著作権について無料で相談できます(12ページ)。

AIと著作権

ひとことで

文化庁の審議会は、「学習」と「生成・利用」を分けて考えるとしています。生成物を公表・販売するときは、ふつうの著作権侵害と同じ基準（似ているか、もとにしたか）で判断されます。

場面	「AIと著作権に関する考え方について」（令和6年3月15日）の概要から
開発・学習	作品を楽しむ目的でない利用（情報解析など）は、原則として許諾なくできる（著作権法30条の4）。ただし、楽しむ目的が一緒にある場合（例：特定の作品群の創作的表現を出力させるための追加学習）や、著作権者の利益を不当に害する場合は、この条文は使えない
生成・利用	生成した画像などをSNSに上げる・売るときは、ふつうの侵害と同じ基準。既存の作品と 類似性 （創作的表現が同じ）と 依拠性 （それをもとに作った）があり、許される例外に当たらなければ侵害になる
生成物は著作物か	人が指示をせず、または簡単な指示でボタンを押すだけで生成したものは、著作物に当たらないと考えられる。人がAIを「道具」として使い、創作的な寄与をしたと認められれば、著作物になりうる

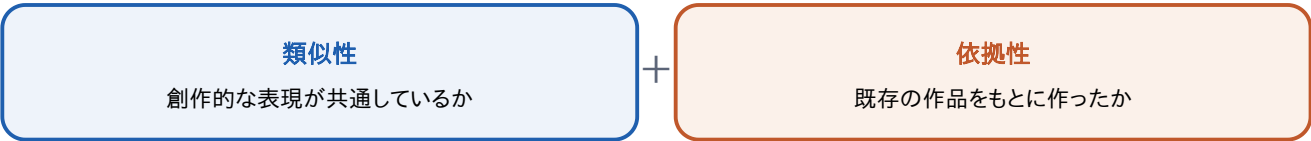


図6 著作権侵害になるための2つの要件（AIを使ったときも同じ）

- あなたの作品に似た生成物を見つけたら、その画面と、あなたの作品を公開した日の記録を残す（4ページ）。
- 「考え方」自体に法的な拘束力はなく、特定の生成AIについて確定的な評価をするものでもない、と文化庁は説明している。

残すもの・相談で伝えること

ひとことで

いつ、だれが作ったか。どう使われたか。何を約束したか。この3つの記録が、あなたの権利を示す材料になります。

分類	残すもの
作ったこと	元データ、制作途中のファイル、日付の入った下書き、最初に公開した日とURL
使われたこと	無断で使われている画面のURL・スクリーンショット・日時、相手の名前やアカウント
約束したこと	契約書、発注のメールやメッセージ、見積書、請求書
登録	商標・特許・意匠の登録番号、J-PlatPat で調べた画面
届いた書面	警告書、内容証明郵便。封筒、届いた日、回答の期限

3分で伝える型

1. 守りたいもの（作品、名前・ロゴ、技術）と、登録があるかどうか
2. 何が起きたか（無断で使われた、警告書が届いた、契約でもめている）と、その日付
3. 相手（個人か会社か、分かっていること）
4. どうしたいか（削除してほしい、使用料がほしい、使い続けたい）

なぜ記録が大事なのか

話し合いがまとまらず裁判になると、裁判所は当事者が出した言い分と証拠だけで決めます。自分が作ったこと、使われたことを示すのは、あなたの側です。

後処理は専門家に任せて、あなたは、あなたの生活を。

相談先とリンク



INPIT知財総合支援窓口（無料・0570-082100）

工業所有権情報・研修館
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>



J-PlatPat（特許・商標・意匠の検索）

工業所有権情報・研修館
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>



無料相談のご案内

日本弁理士会
https://www.jpaa.or.jp/free_consultation/



調停・仲裁・センター判定

日本知的財産仲裁センター
<https://www.ip-adr.gr.jp/>



文化芸術活動に関する法律相談窓口

文化庁
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html



海賊版による著作権侵害対策（削除要請・相談）

文化庁
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukenn/kaizoku/index.html>



AIと著作権

文化庁
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukenn/aiandcopyright.html>



知的財産権関係民事事件の統計

知的財産高等裁判所
<https://www.courts.go.jp/ip/documents/statistics/index.html>

困りごとシリーズ 知的財産（分野の冊子） 作品やアイデア、名前を守りたいとき | 編集・発行：あなたの委員会 | 2026年9月
統計の出典：知的財産高等裁判所「知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間」（全国地裁第一審、知財高裁控訴審。令和7年。各庁からの報告を集計した概数）。条文・リンクは2026年9月26日に確認。
この冊子は法律の一般的な解説であり、あなたの事件についての判断ではありません。